

議事日程(第4号)

平成23年12月14日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第37号 尾鈴土地改良事業に伴う国営造成施設管理体制整備促進事業(操作体制整備型)の事務の委託について
- 日程第2 議案第38号 高鍋町課設置条例の一部改正について
- 日程第3 議案第39号 平成23年度高鍋町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第4 議案第40号 平成23年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第5 議案第41号 平成23年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第6 議案第42号 平成23年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第7 発議第6号 安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の出先機関の存続を求める意見書
- 日程第8 発議第7号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書
- 日程第9 議員派遣の件について
- 日程第10 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第11 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第12 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第37号 尾鈴土地改良事業に伴う国営造成施設管理体制整備促進事業(操作体制整備型)の事務の委託について
- 日程第2 議案第38号 高鍋町課設置条例の一部改正について
- 日程第3 議案第39号 平成23年度高鍋町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第4 議案第40号 平成23年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第5 議案第41号 平成23年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第6 議案第42号 平成23年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第7 発議第6号 安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の出先機関の存続を求める意見書
- 日程第8 発議第7号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書
- 日程第9 議員派遣の件について
- 日程第10 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第11 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第12 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

出席議員（16名）

1番	水町	茂君	2番	徳久	信義君
3番	岩崎	信や君	5番	緒方	直樹君
6番	池田	堯君	7番	中村	末子君
8番	黒木	正建君	10番	後藤	隆夫君
11番	青木	善明君	12番	松岡	信博君
13番	永友	良和君	14番	柏木	忠典君
15番	八代	輝幸君	16番	津曲	牧子君
17番	時任	伸一君	18番	山本	隆俊君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長	壱岐	昌敏君	事務局補佐	野中	康弘君
議事調査係長	山下	美穂君			

説明のため出席した者の職氏名

町長	小澤	浩一君	副町長	川野	文明君
教育長	萱嶋	稔君	教育委員長	児玉	安夫君
農業委員会会長	渡瀬	俊弘君	代表監査委員	黒木	輝幸君
総務課長	間	省二君	政策推進課長	森	弘道君
建設管理課長	芥田	秀則君	農業委員会事務局長	松木	成己君
産業振興課長	長町	信幸君	会計管理者兼会計課長	原田	博樹君
町民生活課長	三浦	敏君	健康福祉課長	井上	敏郎君
税務課長	田中	義基君	上下水道課長	森	俊彦君
教育総務課長	黒水	日出夫君	社会教育課長	三嶋	俊宏君

午前10時00分開議

○議長（山本 隆俊） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、黒木正建議員。

○議会運営委員会委員長（黒木 正建君） 8番。おはようございます。議会運営委員会より御報告申し上げます。

昨日の一般質問終了後、14時20分から正副議長室におきまして、議会運営委員会を

開催いたしましたので、その結果について報告いたします。

今期定例会に付議されました案件は8件で、うち同意1件、選挙1件については、既に本会議におきまして、審議、選挙を終えたところであります。残りの議案6件につきましては、各常任委員会並びに特別委員会にその審査を付託され、審査を終えたところでございます。

新たに議員発議の意見書2件が追加提出されております。事務局より説明を受け、慎重に審査を行いました結果、本日の日程に追加し審議を行うことで出席委員全員意見の一致を見たところであります。

議員各位の御協力をお願い申し上げ、御報告といたします。

以上でございます。

- 議長（山本 隆俊） 本日の議事日程につきましては、只今報告がありましたとおり2件を追加提案し、お手元にお配りしましたとおり議事を進めます。

日程第1. 議案第37号

日程第2. 議案第38号

日程第3. 議案第39号

- 議長（山本 隆俊） 日程第1、議案第37号尾鈴土地改良事業に伴う国営造成施設管理体制整備促進事業（操作体制整備型）の事務の委託についてから日程第3、議案第39号平成23年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）についてまで、以上3件を一括議題といたします。

本3件は所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の議案審査結果報告を求めます。

まず、総務環境常任委員長の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

- 総務環境常任委員会委員長（中村 末子君） 7番、中村末子。おはようございます。総務環境常任委員会に付託されました、議案第38号高鍋町課設置条例の一部改正及び議案第39号平成23年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）中関係部分について慎重に審査を行いましたので、御報告いたします。

審査日時は12月9日と12日の2日間です。審査場所は第一委員会室において行いました。常任委員全員出席、関係課職員出席のもと行いました。

まず、議案第38号高鍋町課設置条例の一部改正についてです。収納関係については、税務課で一括して行うことが、滞納世帯の把握及び収納に関しての処理がスムーズにいくと判断しての改正を提案したとの説明がありました。委員より、改正によってどのようなメリットがあるのかとの問いに、滞納している世帯は、介護保険、後期高齢者医療保険、保育料についても同じ世帯が多いと判断している。したがって、介護保険などと住民税、国保税収納時に、同時に収納相談などに応じることができて、住民の方の負担が少なくなること。また収納率に応じて、特別交付金などがあるときは、そちらの収納に早く納めて

いただくことができるようになるとの答弁がありました。

以上で、審査を終了し、討論を求めましたが討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号平成23年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）中関係部分について説明を求めました。総務課関係では、債務負担行為については、各課から要求があったものに5%を乗じたものを計上している。その理由は、最低賃金などの増加などに伴い、不足が生じた経験があったことによるものである。また、東日本大震災において消防団員の共済金掛金が不足しているため、3年間にわたり1人当たり1,000円の掛金が増額されることによるもの、それと、高鍋高校ラグビー部が全国大会に出場することによる補助金との説明がありました。

次に、政策推進課関係では、歳入で未来につなぐ地域公共交通ネットワーク創造事業費補助金があるが、今までのめいりんの湯だけに向けてのバス運行であったが、住民がどのようなバス運行要望を持っているのか意識調査を行い、使いやすく、高鍋町のまちづくりに役立つ運行計画を構築したいとの考えがあり、県補助が受けられることで、町民ニーズの意識調査を行い、把握を行いたいとのことでした。委員から、どのような計画になるのかとの問いに、意識調査を2,000人選んで回答していただくものですので、方向性はわからないが、現在、持田団地などについては、交通手段がなく、買い物にも困っている状況があるので、いろんな方向性を見定めたいとのことでした。また、公共施設等整備基金へ積み立てを行うことについて、委員から、大型の補修が予想されるとのことだが、具体的な調査はあるのかとの問いに、具体的には調査をしていないが、中央公民館を初め、別館などについてはこれからも大きな出費が予想されるし、大型の施設についても経過年数が大きいので、歳入が多くなったので、この際に積み立てておいた方がいいとの判断を行ったとの答弁がありました。委員から、今からでも全体の調査を行い、計画性を持った施設運営を心がけていただきたいとの提案がありました。

活性化推進事業では、キャンプされる団体に激励の意味の食糧費、島田圃場が取得できるのか、具体的な金額などの査定を行えるように、不動産鑑定手数料、新たに城西大学からのキャンプ問い合わせがあったので、不足しないように補助金を準備したとのことでした。委員からはさまざまな意見が出されましたけれども、ここでは割愛したいと思います。

地方バス路線維持補助金に関しては、3系統4路線に対して、赤字分に対して県と町が半分ずつ負担しているとのこと。また、木城高鍋線に関しては、木城町が9割負担であることの報告がありました。また、小並からの通学用のバス運行と高鍋木城線に関しては、改装費も計算に入っているとのことでした。委員から、高鍋からの乗降客も少ないと聞いているので、一企業への赤字補てんについては金額が大きいと考えるがとの問いに、一度タクシーなどの利用で計算をしたが、そちらのほうが金額が大きかったので断念をしたとの答弁がありました。

以上で、審査を終了し、討論を求めましたが討論はなく、賛成全員で可決すべきものと

決しました。

○議長（山本 隆俊） 以上で、総務環境常任委員長報告を終わります。

これから、1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第38号高鍋町課設置条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第39号平成23年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）中関係部分に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総務環境常任委員長報告に対する質疑は終わります。

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。委員長、永友良和議員。

○産業建設常任委員会委員長（永友 良和君） 13番。おはようございます。只今より、産業建設常任委員会の報告を行います。

平成23年第4回定例議会において、産業建設常任委員会に審査を付託されました案件は、議案第37号尾鈴土地改良事業に伴う国営造成施設管理体制整備促進事業（操作体制整備型）の事務の委託について、議案第39号平成23年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）中関係部分の2件であります。その審査の経過及び結果について御報告いたします。

当委員会は、12月9日と12月12日の2日間、第3委員会室に、産業建設常任委員全員が出席し、今回の2件の案件に係る関係課長及び関係職員の出席を求め、案件の説明を受け、慎重に審査を行いました。

初めに、産業振興課より、議案第37号尾鈴土地改良事業に伴う国営造成施設管理体制整備促進事業の業務委託についての説明を受けました。

委員より、切原ダムは24年度の完成予定ではなかったのかの質問に対し、口蹄疫や青鹿ダムの取水口の工事の関係で25年度の完成になったとの回答がありました。次に、この委託料は2年間の時限で、後はどうなるのかとの質問に対し、後は農家の負担になるとの回答がありました。また、現在同意取得のパーセントが上がっていないのは川南との方式の違いではないのかの質問に対し、地域説明等も密に行い、年度内には同意をとりたいとの回答がありました。なお、県営事業に着手できない場合はどうなるのかの質問に対し、町が負担することになるとの回答でありました。

この案件については、委員全員で切原ダムの現地調査を行い、まとめに入りました。

議案第37号尾鈴土地改良事業に伴う国営造成施設管理体制整備促進事業の事務委託については、討論はなく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号平成23年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）中関係部分について、産業振興課より説明を受けました。

繰越明許費については、口蹄疫復興ファンドの支援事業の委託費であり、今後、地元との協議を先行して行う必要があるため、年度内の完成ができない可能性があるとの説明がありました。

債務負担行為については、川南への業務委託費であるとの説明がありました。

歳入についての主なものは、営農調査委託金、茶業経営構造改革総合対策事業補助金の減額、また口蹄疫復興ファンド事業助成金800万円で、歳出の主なものは、染ヶ岡モデル圃場の調査委託に係る報償費と需用費の減額、源泉施設ガスセパレーター破損に伴う補修費、口蹄疫復興ファンド支援事業の花守山整備事業設計委託費、宮田農村公園水路しゅんせつ工事費及び商工費の時間外手当、上杉灯籠まつりの参加旅費等の説明がありました。

委員から、花守山事業の内訳はの質問に対し、排水路や道路等を町が、主体となる部分は観光協会がとの説明がありました。また、完成した後の維持管理はどうなるのかとの質問に対し、観光協会が管理するため、町の持ち出しはないとの回答がありました。町の持ち出し金額はの質問に対し、約3,300万円程度であるとの回答がありました。地域の住民との協議はの質問に対し、今後、密に進めていきたいとの回答でありました。また、費用対効果はあるのかに対し、観光協会とも協議した中で、年間来客数約5万人、経済効果約5,000万円程度が見込まれるのではないかと回答がありました。なお、交流ターミナルの修繕費については何を修繕するのかとの質問があり、源泉と天然ガスを分離するタンクが破損したため、そのための修繕費であるとの回答でありました。

次に、建設管理課より説明を受けました。歳入についての主なものは、都市計画費補助金、美しい景観づくり事業補助金、歳出の主なものは、自動車等駐車場管理、道路維持費、道路新設改良費の工事負担費、都市計画総務費の景観計画業務委託料、これは3分の1が県補助であります、及び住宅管理費でありますとの説明を受けました。

委員より、住宅管理の修繕料はどこをするのかの質問に対し、町営住宅8箇所全体に充てるとの回答がありました。また、景観計画はどのような内容であるのかの質問に対し、基礎調査と景観計画の策定のためにコンサルタントに委託するものであるとの回答がありました。町としての構想はあるのかの質問に対し、海や川や山の自然を守り、町の地域性に基づいて計画を策定していきたいとの回答がありました。駐車場の管理費の修繕はどこをするのかの質問に対し、駅にあります駐輪場の2箇所のゲートのカード読み込み機の修理であるとの回答がありました。

最後に、農業委員会より関係部分についての説明を受けました。今回の補正は、23年度の補助事業費等の確定に伴うもので、歳入では18万4,000円、歳出では14万7,000円をそれぞれ減額するとの説明がありました。詳細は、歳入では、農業委員会等交付金、農地利用集積推進対策事業補助金、農地制度実施円滑化事業補助金の減額、農業者年金業務委託金の増額、歳出の賃金——これはパート賃金ですが——については、増額になった農業者年金業務委託金からそのまま充て、報償費、需用費、委託料——これは農地相談業務ですが——については減額であるとの説明がありました。

農業委員会については、委員からの質問はありませんでした。

すべての審査を終了した後、委員全員で花守山の予定地の調査を行いました。その後、委員会室において、まとめに入りました。委員より、花守山については、算出根拠も乏しく、データも不足で、費用対効果もはっきりしていない。また、取りつけ道路も町の持ち出しになれば莫大な費用になることなどから、反対であるとの討論がありました。

ほかには討論はなく、採決の結果、議案第39号平成23年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）中関係部分については、賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（山本 隆俊） 以上で、産業建設常任委員長報告を終わります。

これから、1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第37号尾鈴土地改良事業に伴う国営造成施設管理体制整備促進事業（操作体制整備型）の事務の委託について、質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。

県営事業への同意取得に関して何かされるということなんですけれども、予定があるということなんですけれども、これについては、どういう取得の方法、それと、何%しなければならぬかということが話し合いの中に出てきたかどうかお伺いしたいと思います。

○産業建設常任委員会委員長（永友 良和君） お答えします。

○議長（山本 隆俊） 委員長。

○産業建設常任委員会委員長（永友 良和君） 済みません。

特に話し合いの中では同意取得の何%という率はなかったんですが、3分の2が同意しないとこれはできないということで、現在はまだ22%ぐらいだと、現在はということでした。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

次に、議案第39号平成23年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）中関係部分に対して質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） ちょっと、何点かありますので、書いておいていただければありがたいなと思います。

まず、口蹄疫復興ファンド支援事業費というふうになっております花守山の整備計画、先ほど委員長の報告では、町の持ち出しは3,300万円ほどになるということをおっしゃいましたが、私が考えても、どうもあそこまでの取りつけ道路を含めて、これぐらいの金額で済むはずがないと。話し合いに行くための費用というのも相当かかると思うんです。何回も、文化庁のほうとも、県のほうとの協議も行っていく必要がありますし、その辺の流れっていうのがきちんと、5年間の整備計画の中でどうやってできるのかというこ

とが非常に話し合われたんじゃないかなということが一つなんです。

もう一つは、この全体の金額が出てきてませんが、5年間で計画されている金額は何なのか、どれぐらいなのか、それは審査の中で話をされたのか、質問をされたのか、お伺いしたいと思います。

そして、口蹄疫復興ファンド、ファンドといった場合、普通は投資とか借入れを意味するような部分がありますので、例えば、投資をしてリスクを背負うというものなのかどうかというところがちょっとわからないので、ファンドの意味について質疑があったかどうか、なかったならなかったでよろしいんですが、それにお答え願えればというふうに思います。

それから、住宅管理費、28、29ページのです。これ、全体に振り分けて使うということだったんですけど、かなり古い住宅もありますし、修繕料がこれぐらいの金額では非常に、例えば雨漏り対策とか、いろんな対策でこれ以上の金額が必要になってるんじゃないかなというふうに、私は思ってるんです。だから、もっとその辺の調査は、まあ、されなかったようなことだったと、私は推測、推量をいたしますけれども、住宅管理費については、やっぱり古い住宅が4箇所もある、それにもう、舞鶴団地を含めて、やはりかなりもう年数が経過しておりますので、修繕費がかなり要るってということです。だから、その辺のところの意見を聞かれたのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 委員長。

○産業建設常任委員会委員長（永友 良和君） たくさん質問がありましたが、まず、3,300万円の町の持ち出しでは到底足りないんじゃないかということで、全体で県が1億円、あと観光協会と町を合わせて5,000万円ということで、5年間1億5,000万円という中で、その中の町の持ち出しが3,300万円ですが、9,000万円ほどをこの道路や排水路に充てていくと、残りの6,000万円を花守山のほうに充てていくというような予定があるんだということで説明を受けました。

先ほどの報告にもありましたが、また新たに取りつけ道路をつけるとなると莫大な費用がかかるのではないかといいところが、最後の、委員より反対討論で出ましたが、そのあたりの返答は、最後の討論でしたのでまだ返ってきておりません。

5年間での金額、今、さっき申し上げましたが、1億5,000万円ということでした。

このファンドについては、ちょっと質問もなかったもので、そこは、ちょっと、答えられません。済みません。

それと、最後の住宅管理費ですが、質問では、この管理費は何箇所に使うのかということで説明を受けたのは、町全体8箇所ありますが、町営住宅、その修繕に充てていくということで、その説明を受けて、あとは質問は、中身を突っ込んだ質問は、委員からはありませんでした。

以上です。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

以上で、産業建設常任委員長に対する質疑は終わります。

続いて、文教福祉常任委員長の報告を求めます。委員長、緒方直樹議員。

○文教福祉常任委員会委員長（緒方 直樹君） 5番。おはようございます。平成23年第4回高鍋町議会定例会において、文教福祉常任委員会に付託されました議案は、議案第39号平成23年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）中関係部分の1件であります。その審査と経過及び結果について御報告いたします。

日時は12月9日と12日の2日間、第4委員会室にて、文教福祉常任委員全員が出席し、執行当局に担当課、関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。また、調査においては、12日に旧県立特別養護老人ホーム舞鶴荘と秋月墓地に行っております。

初めに、健康福祉課であります。老人福祉費の工事請負費については、旧県立特別養護老人ホーム舞鶴荘の改修に係る費用計上分であります。これは、舞鶴荘を整備し、高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設として活用することを目的に計上しております。また、公有財産購入費は、その施設の土地の購入費であります。委員より、舞鶴荘について具体的にどう活用していくのかとの問いに、青写真としてだが、高齢者による子供たちを対象としての遊びの教室や、健全者と障害者が陶芸を通して触れ合う催し等を開催していきたいこと、合宿所の場所としてまた活用したいこと、そして、舞鶴荘は高台に位置するため、有事の際には福祉避難場所としても活用していきたいとの答弁でありました。委員より、公有財産購入費の算定根拠はとの問いに、不動産鑑定価格の7割の額であるとのことあります。

次に、障害福祉費についてであります。委託料、自立支援システム改修委託は、平成24年4月1日施行の利用者負担の見直しに対応するためであり、負担金補助金及び交付金については、西都児湯障害認定審査会の運営経費に不足分が発生したため、障害者数と負担割合に応じて計上しております。扶助費の、身体障害者補装具給付事業は、高額な下肢装具や座位保持装置の給付決定を行っており、今後も下肢装具、車いす等の修理、新規の申請が考えられるため計上しているとの説明を受けております。

介護給付費は、障害を持つ人がふえる中、居宅介護、生活介護の利用を希望する障害者が増加しているとの説明を受け、委員より、利用者の数はとの問いに、平成22年8月が109人であったが、ことしの8月では149人増加しているとの答弁でありました。

次に、児童福祉費です。子ども手当は法改正によるものであり、保育所運営事業費の私立保育園委託は、昨年と比較し、入所児童数が約30名ほど増加しているためとの説明を受け、委員より、増加した理由はとの問いに、育児休業から復帰される方が多くなっていることと、私立はゼロ歳児未満が預かれるようになったことが、ふえた要因と考えていると答弁でありました。

保育対策等促進事業費の延長保育事業補助金は、補助基準額の改定により再算定したところ、一真持田保育園を除く5園で金額の変更が必要となったため、今回補正するものがあります。

母子福祉費です。乳幼児医療審査手数料については、審査件数が当初1,500件ほど見込みでありましたが、11月時点には1,650件程度と大幅にふえたことで増額補正するものであります。

乳幼児医療助成については、当初予算1件当たり、助成金額が1,834円の見込みであったが、平成23年11月以降、見込み金額が1,950円となったため、その増額分を見込んで補正するものであります。また、これは1件当たりの医療費の増の理由として、ゼロ歳児から2歳児までの入院に伴う医療費の増加が著しくということであり、平成22年では14件であったところ、ことしは24件であったとの説明を受けております。

次に、ひとり親家庭医療助成についてであります。1件当たりの助成額の増加と受給者数の増による補正であるとの説明を受け、委員より、受給者の人数はどの問いに、22年度では676名であったが、23年度は845名と増加している。これは、離婚等によるひとり親家庭の増加と、児童扶養手当において新たに父子家庭が対象になったことに伴い、父子の受給者がふえたことが要因であるとの答弁でありました。

次に、社会教育課であります。教育寄附金110万円のうち10万円は、東京都在住の三好誠一さんから秋月墓地の環境整備として、また残り100万円については、株式会社増田工務店から石井十次顕彰会への寄附であり、一般文化財保護費の消耗品費、負担金補助及び交付金でそれぞれ計上しているとの説明を受けております。委員より、消耗品費は何を購入するのかとの問いに、清掃用品と秋月墓地の案内板を設置したいとの説明を受け、委員より、どこに設置するのかとの問いに、現在、休憩場所があり、その場所に設置したいとの考えであるとの答弁でありました。

次に、歴史総合資料館費、備品購入費についてであります。これは、ファクスつき電話が故障したため計上しているとのことでありました。委員より、何年から使用しているのかとの問いに、平成15年から使用している、型が古いことから部品がない可能性があるということで、検討した結果、新しく購入したほうがよいとの判断したため、今回計上するものであるとの答弁でありました。

次に、生涯学習推進費について。来年2月24日に生涯学習推進大会を行う予定であるが、その大会で講演する講師への謝金の不足分を計上するものであります。講師は、鹿児島県鹿屋在住の豊重哲郎氏を予定しているとのこと。高齢化した過疎の集落をよみがえらせた人として、むらづくりの達人として知られているとの説明を受けております。

最後に、保健体育総務費であります。交通費、宿泊費に要した経費補助するものであり、九州大会出場者は1人当たり1万円、全国大会は2万円を上限として補助するものであります。

以上、すべての質疑が終わり、議案第39号平成23年度高鍋町一般会計補正予算（第

4号) 中関係部分について、反対討論はなく、採決に入り、委員全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、御報告いたします。

○議長(山本 隆俊) 以上で、文教福祉常任委員長報告を終わります。

これから、質疑を行います。

議案第39号平成23年度高鍋町一般会計補正予算(第4号) 中関係部分に対して質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番(中村 末子君) 7番。2点ほど質疑をさせていただきたいと思います。

20、21の、先ほど説明のあった土地購入費と工事請負費ということなんですけれども、その説明の中で、私の聞き間違いでなければ、9月か、恐らく6月の議会で提案されておりました、要するに陶器をつくる施設、これ、視覚障害者のために購入するんだという説明が多分あったと思うんです。そのときの説明でも、高齢者と子供たちとの触れ合いの陶芸教室をするんだという説明があったと思うんです。

私、それを考えたときに、視覚障害者の方が陶芸をされるんですよ。あそこは高台にあって、はいり口も物すごくうねりくねって大変なところにあるんです。で、子供たちが、まず、あそこに参加するかなど。そして、あそこを管理するのは、一体どこが管理するのかというのが非常に気になるんです。なかなか見えてこない。その部分はちょっと報告はなかったように思うんですが、やはり、工事、やっぱり2,900万円も出して工事するのであれば、確かに災害時のときの話もされましたけれども、災害時に関してということであれば、まあ、私、土地の取得そのものに反対するものではありません。前からあそこが災害時に行けるようなところであつたらいいなというふうに思っていますので、具体的に、例えば、家で寝たきりの方がいらしたりとかしたときには、ああいうところがあれば本当は一番いいよねという話も私もしていたぐらいですから、当然、その方向に向かっていくと私は思ってたんです。

ところが説明を聞いて、まあ、一番最初に挙げられたのが、高齢者と子供たちとの触れ合い、陶芸教室ということを挙げられたのが、まず私が疑問点を思ったのが一つです。

高鍋町は、福祉に関しては非常に、私は、心優しいというか、もう本当に何のあれもなく、ためらいもなく、例えば、高鍋町の施設をいろんな団体に、福祉団体に貸してるんです。無償で貸してるんです。そして、そこが、正直な話言うて、傷んだりすれば当然高鍋町が補修をしたりとか、いろんなことしたりして、まあ、優しいねと思うんですけれども、実際、この場所を2,900万円も出して補修して、そういう触れ合いが、ひょっとしたら年に何回あるのかと、2回か3回しかしないためであれば、今ある老人福祉館で十分やっていけるんじゃないかといった意見が、私、出て当然だと思うんです。それが出なかったとなると、ちょっと議員として、私、資質を疑いますけど、当然出たと思うんです。

そういう、だから、意見は伏せて報告をされたと思うんですけれども、皆さん心配されると思うんです。施設をそれだけのお金をかけてつくって、やっぱりある程度成果がない

と、例えば、災害時にこういう人たちを受け入れる準備を今からしますよと、そして、ここはどこが管理して運営するんですよと。

私は苦い経験があるんです。高鍋町が、デイサービスセンターができたのが県内では一番最後だったんです。そしたら、何で一番最後かなと思ったら、実は役場の職員が退職されるに合わせてデイサービスセンターをつくられたんです。で、退職したら、そこにちゃんと事務局長としておさまってらしたので、非常に私、びっくりした経緯があるんです。後で知ってびっくりすることなんです。周りから見れば、「ああ、自分のために建てたんだな」というふうになってくる部分があるでしょ。だから、そういうことのために予算を使うのではなくて、やっぱ災害時に使うのであれば、例えば、総務課あたりが場所を取得して、福祉施設としてするのではなくて、災害時であれば、私は、言い方悪いけど、総務環境で、土地も取得して、災害時に使うからということで、ひょっとしたら総務環境常任委員会で、これは一緒に、合同に審査をすべき必要事項だったんじゃないかなというふうに思うんです。だから、後で言葉だけつけ加えられても、何かこう、何か違和感があるというか、そういう部分がありましたので、質疑を行いたいと思います。

それから、先ほど、いわゆるお墓の、秋月墓地への寄附があったので、それで整備計画ということだったんですけれども、あそこの地元の方々から、秋月墓地の整備はともかく、あそこに入る道路の整備をもうちょっとしてほしいということもあるんです。そういう話なんかは審査の中で出てこなかったかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 委員長。

○文教福祉常任委員会委員長（緒方 直樹君） 委員長。まず、最初に、舞鶴荘についてのお話ということで、今回その説明を受けた、高齢者による子供たちを対象とした遊びの教室と陶芸というお話は、今回まだ青写真ということでお話を受けております。

実際に、まあ、あくまでも構想として考えているということで、実際の計画は来年度になります。

今回はとりあえず土地の購入とその改修費用です。あくまでもそちらのほうで具体的な計画は来年度に上がってくるということなんですけれども、それをまず1点。

次に、子供たちが参加するというので、私たちにもその質問は確かにありました。一番気がかりだったのはアクセス、要するに交通手段ということで、子供が1人で行くにはちょっと遠いし、坂があるよねという話はしてたんですけれども、答弁のほうでは、こちらのほうは親御さんと一緒に車で行ってもらうというような考えであるということでありました。

どこが管理するのかということなんですけれども、こちらはまだ未定ということで、一応考えているのは、障害者とか高齢者の方に管理をしてもらいたいという構想はあるようです。まだ、具体的にはまだ決まっておりません。

あと一つありましたよね。あと墓地の寄附なんですけれども、入る道路の整備については質問はございませんでした。

以上です。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 委員長の答弁、ちょっと違うと思うんです。というのは、まだ青写真というのであれば、公有財産購入費だけを上げておいて、まだ青写真も何も、どこが管理するもわかっていないのであれば、当然、これは来年度の予算に上げるべきじゃなかったのかなと思うんです。そういう意見出なかったのかなと思って。なあんにも計画がない、だれが管理するかもわからない、なあんにもわからないのにお金だけ出す。そういうことは、普通はまかり通りませんよ。

自分の家建てる時に前もって見積もりをしてもらったりするけど、これだけの土地があると、これをどうするかということの計画をするときには、さんざっばらして土地をどういうふうを活用するかとかしていくわけでしょう。これ、個人の土地じゃないわけだから、どうするかっていうことは十分慎重な検討して、前もって、大体この金額が上がること自体が、ある程度の見積もりなり、何なりをとっておかない限り、じゃあ、この工事請負費の算定基礎はどうだったのかという質疑とかは出てこなかったんですか。それがやっぱり出てこなかったらおかしいですよ。してないということですか、そういう審査を。

○議長（山本 隆俊） 委員長。

○文教福祉常任委員会委員長（緒方 直樹君） 委員長。その改修工事費の見積もりについては、質疑はございませんでした。

今お話を受けて、来年度にということだったんですけども、審査のときでは、こちらのほうをとりあえずその高鍋町高齢者等多世代交流拠点の、その整備計画をも立ち上げるといことで、先に土地だけを購入したいという考えでありますので、また、その、（発言する者あり）土地だけ先に購入して、その整備の目的としては先ほど、今言ったとおりですので、それ以上のことはしておりません。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。私がだから先ほどから言ってるでしょ。土地だけ購入してやるんだったら、土地代だけ上げればいいんですよ。公有財産購入費だけこれだけ、あそこを購入したいと思いますから、どのように使っていくかはまだ今は未定ですからというふうに説明されれば納得いくんです。でも、工事請負費が上がっているにもかかわらず、それに対しての質疑がなかったちゅうのは、委員会で何をしてたんですか。問題でしょうが。土地だけ購入する費用だけ上げればいいじゃないかと言って、委員会で、委員会の怠慢ですよ、そんなことしてたら。そうでしょう。土地だけ購入すると委員長は報告してるわけだから、だったら土地代だけ書けばいいんです。何で工事請負費があるんですか。工事請負費などがあるんですか。それが見積もりがなかったら、もう、これで3回目だからできないから。ほかの議員は質疑をしようにも内容がわからないから質疑しないと思うんです。言いたくないけど、こんなことは。だけど、委員会でしっかりと審査しないと、こういった質疑に対してもたえられないでしょうが。あんまり文句言うことじゃありません

でしたけど。答える必要はありません。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

以上で、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で、各常任委員長報告に対する質疑はすべて終わります。

これから、1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第37号尾鈴土地改良事業に伴う国営造成施設管理体制整備促進事業（操作体制整備型）の事務の委託について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第37号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第37号尾鈴土地改良事業に伴う国営造成施設管理体制整備促進事業（操作体制整備型）の事務の委託については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号高鍋町課設置条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第38号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第38号高鍋町課設置条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号平成23年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番、中村末子。議案第39号平成23年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）に、反対の立場で討論を行います。

今回提案されている案件の中で、花守山計画については口蹄疫復興支援対策としての計画のようですが、本当にこの計画で高鍋町の経済は活性するのでしょうか。

疑問点の1は、まず、計画ありきで地域住民との話し合いができていない。

第2に、文化財保護の観点から、文化庁との開発に関しての同意取得がどうなのか明らか

かにされていない。

第3に、持田古墳群を今まで支援してこられた坂本地区からの要望は、西都の博物館にある石棺をこちらに持ってきてほしいということ。

第4に、地域住民の方が利用できるかわからないグランドゴルフ場を建設しても利用があるのか、また駐車場が確保できるのか。

第5に、国の補助事業を受けて伐採した場所は5年間は補助対象事業となっているが、クリアできるのかということなどを挙げて理解されると思います。また、この計画を東児湯観光ネットワークで計画されたときに、観光協会で、福島県の花見山に視察に出かけられました。花見山ができた経緯については、十分な学習ができていのでしょうか。できていたら、このような無謀な計画は示されないはずで。

まず、地元の方々からの要望に基づいて計画を練らなければ、植栽、花を植えても管理が十分にできるはずがありません。だれが水やりや肥料をやるのでしょうか。

私は、5年目になりますが、もとは産業廃棄物が捨ててあった土地を開墾し、花を植えています。それを見ている周りの方が、最初は半信半疑でしたが、最近では「美しい花を咲かせるのは根気と愛情ですね」と言っていただけるまでになりました。夏場の水やりは2時間かかります。草取りは、お隣や協力者の方と私の夫が、毎日2時間かけて、根気強くやっています。このように時間をかけて、花盛りは本当に、本当に一瞬です。それでも継続は力なりと頑張っていますが、簡単に予算をとり、5年間はできても、それ以降の管理、運営はだれがどのようにしていくのでしょうか。執行部の答弁から、これからはなければならぬ課題が山ほどありますとありました。しかし、毎日の水やりなどについて、これから造園業者に委託するという事になれば、管理費が膨大となります。確かに、報告の中ではこれ以降の管理については観光協会が行うということでしたけれども、それについても、ボランティアを募集するに当たって先細りになりはしないかと大変心配をしているところです。メンテナンス及び管理費用についても、また商店街に向けてのつながりも手探りです。

私は、このように計画性のない予算には反対ですし、口蹄疫復興というのであれば、もっと畜産農家を含めた、大きなうねりが必要であると考えます。確かに、大師周辺整備事業は重要です。だからといって、性急に事を進めるのは、失敗のもとです。もっと慎重にしなければ、中途半端で責任の所在がはっきりしない事業となることを懸念しています。

また、もう一つ、今回、舞鶴荘跡地を整備して、お年寄りの方々と子供たちの触れ合いの場所に活用するとの報告がありました。また、災害時において、避難場所としての拠点として活用する旨の説明もありました。確かに、高台に、災害避難時、場所としては必要であると、私は考えます。土地の取得に関しては賛成ですが、すぐに工事を行い使えるようにすることは早急であると考えて、この案件に反対といたします。

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） ほかに討論がありませんので、これで討論を終わります。

これから、議案第39号を起立によって採決します。本案に対する各委員長の報告は可決です。本案は各委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立多数であります。したがって、議案第39号平成23年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）は、各委員長報告のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩したいと思います。

5分から、11時5分から再開したいと思います。

午前10時55分休憩

.....
午前11時05分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。

日程第4. 議案第40号

日程第5. 議案第41号

日程第6. 議案第42号

○議長（山本 隆俊） 日程第4、議案第40号平成23年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）から日程第6、議案第42号平成23年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてまで、以上3件を一括議題といたします。

本3件は特別会計予算審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員長の議案審査結果報告を求めます。委員長、時任伸一議員。

○特別会計予算審査特別委員会委員長（時任 伸一君） 17番。本定例会において当特別会計予算審査特別委員会に付議されました議案は、議案第40号、議案第41号及び議案第42号の3つの議案であります。

12月の8日と9日の2日間、議長を除く、議長はオブザーバーとして、15名全員で構成する特別委員会で慎重審査いたしました。経過と結果について御報告いたします。

審査順に、まず、議案第41号平成23年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につき、上下水道課の説明を求めたところ、下水道事業の電気工作物保安管理委託、運転管理委託及び汚泥運搬処分委託の3つの委託業務は、毎年特定業者との随意契約となっていること、金額については前年同額であるとの説明でありました。質疑に入り、委員より、特に運転管理委託業務の金額1,926万9,000円につき、どのような交渉で前年度同額となったのかとの質問、また、見積書の提出が求められました。業者見積もりの金額は2,300万円余。詳細な検討の後、それでは町側の発注元の算定ではどういう金額を出していたのかという問いに対し、下水道公団の標準算定基準に基づくと2,100万円であるとの説明があり、3時間に及ぶ審査の後、採決に入り、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号平成23年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、健康福祉課の説明では、平成22年3月末を過ぎた出納閉鎖期間中、4月と5月に納入された保険料等は次年度へ繰り越し、翌年度に納付することになっているが、それが確定したための補正であるとのこと。質疑はなく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

最後に、議案第42号平成23年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、健康福祉課の説明で、例年、年度途中の10月までの実績に基づき、見直しを行うことで、介護保険の利用状況を検討し、予算組み替えに伴う補正であるとの説明。特に、グループホームの増加を予想した当初予算は予想が外れまして、居宅介護のデイサービス利用の増加、また施設介護のデイサービス施設の併設によりまして、ために利用の増加が認められてきているということ。質疑に入り、委員より、施設内の利用者で、併設されたデイサービスセンター利用で、テレビを見せているだけで意味がないとの家族からの苦情が寄せられたとのこと。サービス内容改善指導はできないのかとの質疑があり、町には権限がなく、県による改善指導を待つほかないとの答えでした。

採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、特別会計予算審査特別委員会に付議されました3議案の審査と結果の御報告といたします。

○議長（山本 隆俊） 以上で、特別委員長報告を終わります。

質疑については、全議員構成の特別委員会でありますので省略いたします。

議案第40号平成23年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第40号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第40号平成23年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号平成23年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第41号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第41号平成23年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号平成23年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第42号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第42号平成23年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7. 発議第6号

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第7、発議第6号安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の出先機関の存続を求める意見書の提出についてを議題といたします。

趣旨の説明を求めます。3番、岩崎信や議員。

○3番（岩崎 信や君） 3番。発議第6号安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の出先機関の存続を求める意見書について、上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

提出者は、高鍋町議会議員岩崎信や、賛成者は、同じく柏木忠典、八代輝幸、青木善明、中村末子であります。

安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の出先機関の存続を求める意見書。

九州地方の風水害による被害は、全国と比較しても非常に多く、また土砂災害は、全国で発生するうちの約6割が九州で発生しており、降雨により、道路の事前通行規制で、頻繁に孤立する地域も数多くあります。

このため、九州においては河川のはんらん、高潮被害、土砂災害等の自然災害に対する早急な対策が必要となっています。

また、高速交通基盤の整備がおこなわれている地域では、人口や所得等の伸びに格差が見られるため、地域間格差の是正に向けた道路網の整備等の取り組みが必要となっています。さらに、地震や津波などに対する防災対策や、危機管理体制の拡充も急務となっています。

こうした国民の安全・安心な暮らしの実現に向けた社会資本の整備、管理は、国が責任を持って実施することが、憲法上の責務です。

しかし、現在、政府、財界が推し進めている地方分権、地域主権、道州制導入は、憲法、地方自治法で規定された団体自治及び住民自治が基礎となる地方分権、地域主権の実現に向けたものではなく、国の役割、とりわけ憲法が保障する国民に対する責務を放棄するものであり、国土の均等ある発展にも影響を及ぼしかねません。

一方、関西、九州とともに、平成23年5月26日に発表した移譲機関に、1、経済産業局、2、地方整備局、3、地方環境事務所を提示しています。さらに、九州知事会では、出先機関を丸ごと移譲すると、ことしの7月1日に発表しています。

直轄国道、直轄河川は、原則としてすべて地方に移管し、国に残す事務は、全国ネットワークとしての高規格幹線道路網の整備、高速自動車国道、一般国道のうち自動車専用道路等に限定するとしており、このことを推し進めれば、地方と都市の地域間格差及び防災面への不安がさらに拡大するとともに、行政サービスの低下を招くことになります。さらに、地方分権、地域主権も、道州制導入も、国民の間では全く議論になっておらず、こうしたことを強引に推し進めることは、主権在民の原則を頭から否定するものです。

憲法第25条では、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」とし、国の社会的使命が規定されています。国民の生命と財産を守るための社会資本の整備、管理は、まさにこの憲法の規定を実現するものであり、国の責任ある執行が求められています。

よって、国におかれては、国民の安全・安心な暮らしを実現するため、特に次の3点について強く要望いたします。

1、地方分権、地方主権については、拙速に結論を出すことを避け、国民生活に対するメリット、デメリットなどの情報を事前に開示し、十分な時間を確保した議論を経た後に結論を出すこと。

2、防災、生活、環境保全、維持関連公共事業予算の確保、拡充を図ること。

3、現在、直轄で整備、管理している道路、河川行政は、国の責任を明確にし、安易な地方整備局、事務所、出張所の廃止や、地方移譲は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。平成23年12月14日、提出先は内閣総理大臣、国土交通大臣、宮崎県知事であります。宮崎県児湯郡高鍋町議会。

以上です。

○議長（山本 隆俊） 以上で、説明は終わりました。

只今から質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第6号を起立によって採決します。原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員と認めます。したがって、発議第6号安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の出先機関の存続を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 発議第7号

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第8、発議第7号森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書の提出についてを議題といたします。

趣旨の説明を求めます。12番、松岡信博議員。

○12番（松岡 信博君） 12番。それでは、発議第7号森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書提出について、別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

提出者、松岡信博、賛成者、永友良和、池田堯、黒木正建、水町茂各議員でございます。読み上げて提案したいと思います。

森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書。

我が国の森林は、まさに今、戦後造成してきた人工林が、利用期を迎えつつあり、この資源を活用して、森林・林業の再生を図ることが、疲弊した地方の再生を図り、持続可能な循環型社会を構築する鍵と言える。

しかしながら、森林・林業・木材産業を取り巻く状況は依然厳しく、地域の方々の努力により築かれてきたこの森林は、採算性の低迷等のため利用されず放置され、このままでは林業の再生が実現しないばかりか、森林の荒廃を招き、水源涵養、国土保全、地域温暖化防止等の森林の公益的機能の発揮に支障を及ぼすことが懸念される事態となっている。

また、未曾有の被害をもたらした東日本大震災の復興を図っていくためには、山地災害からの復旧や海岸防災林の再生のみならず、被災地域の基幹産業として林業・木材産業を再生していくこと、復興資材である木材を全国的に安定供給していくことが急務となっている。

よって、国においては森林・林業の再生を図り、東日本大震災の被災地の復興を全国規模で進めることができるよう、下記事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

1、森林・林業の再生に向けた取り決を一層推進するため、森林整備加速化、林業再生事業の継続、拡充を図ること。

2、東日本大震災からの速やかな復興に向けて、被災した治山施設や、林業・木材加工施設等の早期復旧に加え、雇用拡大や復興木材の供給に向けた森林・林業再生の施策の充実に努めること。

3、新たなエネルギー政策を進めるに当たっては、再生可能な資源である木質バイオマスの、エネルギー分野への一層の有効利用が図られるよう、必要な措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成23年12月14日、提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、東日本大震災復興対策担当大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣であります。宮崎県児湯郡高鍋町議会。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 以上で、説明は終わりました。

只今から質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第7号を起立によって採決します。原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員と認めます。したがって、発議第7号森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議員派遣の件について

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第9、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件につきましては、高鍋町議会会議規則第120条の規定により、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定いたしました。

日程第10. 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第10、閉会中における議会広報編集特別委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会広報編集特

別委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

日程第 1 1. 閉会中における議会運営委員会活動について

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第 1 1、閉会中における議会運営委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中を含め、次期定例会に係る諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会運営委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

日程第 1 2. 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第 1 2、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における各委員会、協議会等の諸活動並びに陳情等を認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施を認めることに決定いたしました。

○議長（山本 隆俊） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。
会議を閉じます。

これで、平成 2 3 年第 4 回高鍋町議会定例会を閉会いたします。

午前11時30分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員